

(目的)

第1条 この規則は、法令、条例その他別に定めるものを除くほか、補助金等の交付の申請、決定その他補助金等に係る基本的事項を規定することにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 本市が交付する補助金、助成金及び利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。ただし、負担金及び扶助的性格を有するものを除く。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助事業等を行う者をいう。

(交付対象)

第2条の2 市長は、補助事業等の目的及び内容が法令、条例等に適合し、かつ、公益上必要があると認めたときは、予算の範囲内において補助金等を交付することができる。ただし、次に掲げる補助金等を除き、法人(地方税法等の規定により法人とみなされるものを含む。)及び事業を行つている個人(以下「法人等」という。)にあつては市税、事業税、消費税又は地方消費税の滞納がある場合、事業を行つていない個人(以下単に「個人」という。)にあつては市税の滞納がある場合については、交付の対象としない。

- (1) 非営利活動団体に対して支出するもの
- (2) 生活困窮者、身体障害者等の生活維持を図る目的で支出するもの
- (3) 教育を受ける権利に基づき支出するもの
- (4) 生命、財産の安全の確保及び防災の目的で支出するもの
- (5) その他市長が特別に認めるもの

(交付の申請)

第3条 補助金等の交付の申請(契約の申込みを含む。以下同じ。)をしようとする者は、補助金等交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(3) 前年度決算書

(4) 工事の施行にあつては実施設計書

(4)の2 法人等にあつては市税、事業税、消費税及び地方消費税を、個人にあつては市税を滞納していないことの証明書(前条各号に掲げる補助金等の交付対象者を除く。)

(5) その他市長が必要があると認める書類

2 市長は、補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。

(交付の決定)

第4条 市長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令、予算等で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定(契約の承諾の決定を含む。以下同じ。)をするものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項に修正を加えて交付の決定をするものとする。

(交付の条件)

第5条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

(1) 補助事業等の内容、経費の配分又は遂行計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けべきこと。

(2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けべきこと。

(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けべきこと。

(4) その他市長が必要があると認める事項

2 前項の規定により付する条件には、当該補助事業等の完了後においても従うべき事項を含むものとする。

3 第1項第1号又は第2号に規定する市長の承認を受けようとする者は、補助事業等変更中止(廃止)承認申請書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金等の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等交付決定通知書(第3号様式)により補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、補助金等を交付することが不適当と認めたときは、速やかにその旨を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、別に定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次に掲げる場合に限るものとする。

(1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合

(2) 補助事業者が、補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等に要する経費のうち補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により、補助事業等を遂行することができない場合(補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。)

3 第6条の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

(補助事業等の遂行)

第9条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない。いやしくも補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることを

いう。)をしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

(状況報告)

- 第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求めることができる。

(補助事業等の遂行等の命令)

- 第11条 市長は、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。
- 2 市長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告書)

- 第12条 補助事業者は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、別に定める期日までに補助事業等実績報告書(第4号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときも、また、同様とする。
- (1) 収支決算書又は収支計算書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金等の額の確定)

- 第13条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書(第5号様式)により当該補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

- 第14条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

- 2 第12条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

(補助金等の交付)

第15条 補助金等は、第13条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、第6条の規定により補助金等の交付決定通知をした後に請求により概算払又は前金払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

(決定の取消)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号のほか補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他この規則又はこの規則に基づく市長の処分に違反したとき。

- 2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

- 3 第6条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第17条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第18条 補助事業者は、第16条第1項の規定による補助金等の交付の決定の取消しを受け、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付し

なければならない。

- 2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。
- 4 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合における当該納付の日の翌日以後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 5 市長は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者の申請により加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(財産の処分の制限)

第19条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助事業者が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で市長が別に定めるもの
- (3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて別に定めるもの

(立入検査等)

第20条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は本市職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の交付手続の特例)

第21条 市長は、別に定めるところにより第3条、第4条、第6条、第12条、第13条又は第15条の規定にかかわらず、当該各条の手続を併合又は省略して補助金を交付することができる。

(様式の特例)

第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この規則に定める様式の特例を定めることができる。

- (1) 法令に規定する所要の様式を用いる必要がある場合
- (2) その他市長が特に理由があると認める場合

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和63年7月1日から施行し、昭和63年度の予算に係る補助金等から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前になされた補助金等に関する交付の申請、交付の決定その他の行為は、この規則の規定に基づいてなされたものとみなす。

(香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町の編入に伴う経過措置)

- 3 平成17年1月3日までに旧香焼町、旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町又は旧三和町(以下「旧各町」という。)の長に対してなされた補助金等に係る交付の申請、手続その他の行為並びに旧各町の長のした補助金等に係る交付の決定、手続その他の行為は、別に定めるものを除くほか、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成元年6月1日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年2月4日規則第7号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成10年度の予算に係る補助金等から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前になされた平成10年度の予算に係る補助金等に関する

交付の申請、交付の決定その他の行為は、改正後の長崎市補助金等交付規則の規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成11年4月1日規則第97号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年2月29日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、平成11年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則(平成16年12月28日規則第107号)

この規則は、平成17年1月4日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第42号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。